

七五三 (飛鳥神社)



目次

トピックス..... 2

防災特集 災害に備えましょう..... 3

住民福祉課便り..... 4

くじらの博物館便り..... 6

「税についての作文」受賞作文紹介 ... 8

人権週間について..... 9

お知らせ..... 10

景観支障防止条例について..... 11

保健衛生関係行事予定..... 12

～保育園・幼稚園の子どもたちが芋掘りをしました～

平成 23 年 10 月 27 日（木）、町内の平見地区にある畑で保育所・幼稚園の園児達が保護者の方たちと一緒に芋掘りをしました。この芋は、子ども達が 5 月に植えた苗が育ったもので、5 ヶ月間すくすくと成長し、立派な芋になっていました。

みんなは、一生懸命に芋を掘り、貴重な体験ができ、楽しい時間を過ごせたことでしょう。



～東新青年同志会が義援金を那智勝浦町へ～

平成 23 年 10 月 25 日（火）、東新青年同志会が台風 12 号による被災者のために役立ててもらおうと、初穂料の一部を義援金として、那智勝浦町へ寄附いたしました。



～平成 23 年度太地町人権教育講演会～

11 月 13 日（日）、公民館で、太地町人権尊重推進委員会と太地町教育委員会の共催で、くすのきしげのり氏を招き、「平成 23 年度太地町人権講演会」を開催しました。

くすのき先生は、「心豊かに生きる」をテーマに創作童話・絵本・詩・童謡など児童文学の創作と小学校の教育現場における「徳育」を中心に教育活動を行っています。

当日は、自身が書いた絵本を通じて「人を思いやることの大切さ」などを語り、とても心温まる講演となりました。



～防災特集 災害に備えましょう～

日本各地で多くの災害が発生している中、防災について再確認していただくため、「防災特集 災害に備えましょう」とし、第1回として、太地町の避難所一覧を掲載します。

NO	公的 / 民間	名 称	所 在 地	収容人員
1	公的避難所	太地町公民館	太地町大字太地3077-13	150
2	公的避難所	太地中学校	太地町大字太地114-2	200
3	公的避難所	太地小学校	太地町大字太地3436	150
4	公的避難所	太地幼稚園	太地町大字太地3505-1	100
5	公的避難所	太地保育所	太地町大字太地3441-1	100
6	公的避難所	老人憩いの家	太地町大字太地3728-1	20
7	公的避難所	東新集会所	太地町大字太地3413	20
8	公的避難所	寄水クラブ	太地町大字太地3145-2	15
9	公的避難所	平見集会所	太地町大字太地942-1	30
10	公的避難所	森浦集会所	太地町大字森浦1701-1	20
11	民間避難所	東明寺	太地町大字太地3320	40
12	民間避難所	順心寺	太地町大字太地3186	20
13	民間避難所	森浦地藏院	太地町大字森浦525	20
14	民間避難所	飛鳥神社	太地町大字太地3169-1	20
15	民間避難所	蛭子神社	太地町大字森浦139	20
16	公的避難所	多目的センター	太地町大字太地2991-1	200
17	公的避難所	防災複合施設	太地町大字太地3393-1	50
18	公的避難所	森浦防災複合施設	太地町大字森浦143-29	50
				1225



住民福祉課便り

二十歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続きが必要なのは

日学生や自営業などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方（学生、自営業者等。フリーターや無職の方も含まれます）は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料は月額一万五、〇二〇円

国民年金の第一号被保険者の平成23年度の保険料額は、月額15,020円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなったりする恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きます。

保険料が猶予・免除される制度を利用しましょう

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

申請手続きなど詳しくは、お住まいの市区町村役場、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先はこちら

- ◎ 田辺年金事務所（☎0739-24-0435）
- ◎ 田辺年金事務所新宮分室（☎0735-22-8441）
- ◎ 太地町住民福祉課 国民年金係（☎59-2335）



外国人住民に係る住民基本台帳制度の改正について

通常、日本国籍を有しない者について適用が除外している現行の住民基本台帳法（以下住基法）が改正され、外国人住民にも住基法の適用対象に加えられることとなりました。日本人と同様に、外国人住民についても住民票が作成されることとなります。 ※施行は平成24年7月頃が予定されています。

◆ 改正のポイント ◆

外国人住民の方にも住民票が作成されるようになります。

- 対象は、短期滞在者等を除いた、適法に3ヶ月を超えて在留する外国人住民です。
- 外国人登録証明書に替わり、在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます。
- 在留カードの交付、変更申請窓口は入国管理局（ただし住所地に関する届出は市町村）、特別永住者証明書の交付、変更申請窓口は市町村です。
- 日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されます。
（※）混合の世帯でも世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。）
- 他の市町村に住所を移す場合は、日本人と同様に転出届が必要となります。



男の人の料理教室を開催しました

10月21日に公民館にて、「平成23年度第1回男の人の料理教室」を開催しました。今回は男性7名が参加され、秋が旬の食材をつかったメニューに挑戦しました。参加された皆さんはそれぞれ役割分担をしながら、見事なチームワークで料理にとりくんでいました。また、食事の時には、「みんなで食事をするから楽しい」「久しい友達にも会えて嬉しい」といった感想をいただきました。



【今回のメニュー】

- ・ 八宝菜
- ・ さんまのかば焼き
- ・ さつまいもの甘煮
- ・ きゅうりの浅漬け



インフルエンザを予防しましょう

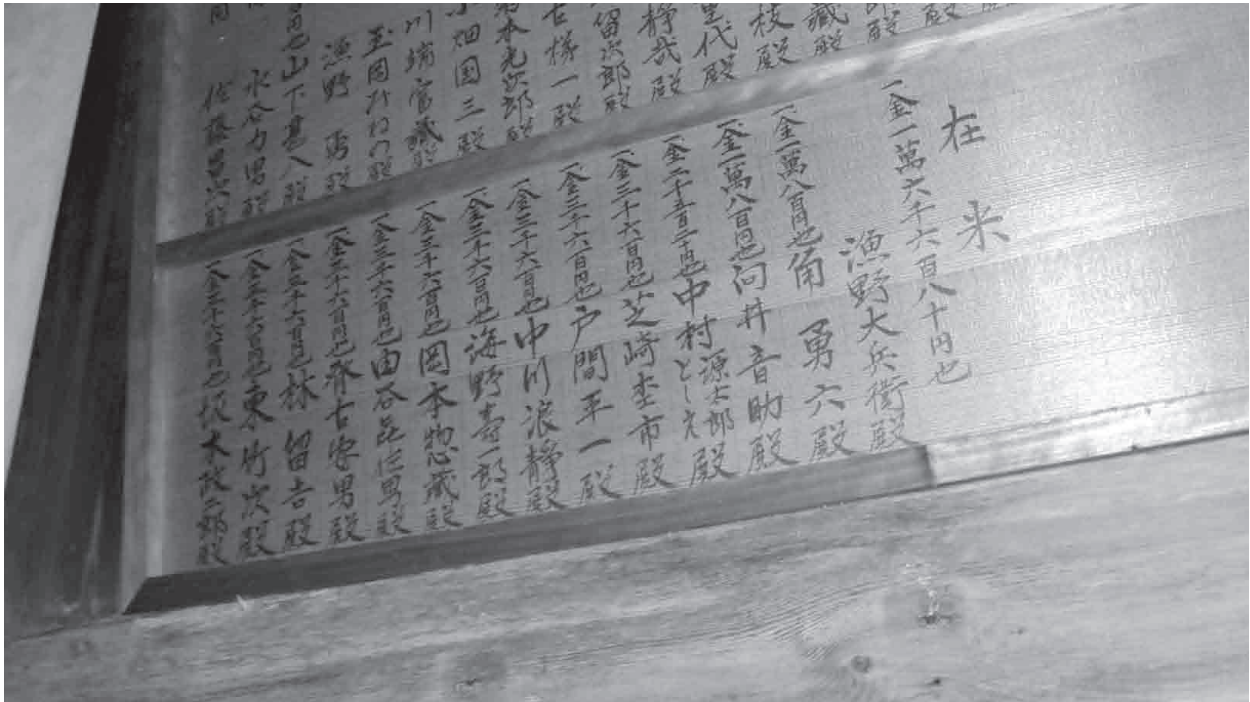
冬はインフルエンザが流行しやすい季節です。睡眠と休養、バランスのとれた食事などで体力や抵抗力を保ち、予防を心がけましょう。



★ 予防のポイント ★

- ◆ 外出先から帰ったら手洗い、うがいを徹底しましょう
- ◆ 咳エチケットをしましょう
- ◆ 流行時、人ごみや繁華街など人の多く集まる場所への外出はなるべく控えましょう
- ◆ 十分な休養、バランスの良い食事など規則正しい生活をしましょう
- ◆ インフルエンザにかかったかなと思ったら、かかりつけ医など身近な医療機関に電話をし早めに受診しましょう





アメリカからの寄付

Donations from America

太地の東明寺に、アメリカに住む太地関係者が寄付した際の芳名板が残っています。出身地の寺社や学校に海外から、しかも外貨で寄付をした人々の名前と金額を記した芳名板を、この地方では何度か拝見する機会がありました。東明寺にもそれがあると知ったのはごく最近のことで、西オーストラリア州ブルームから太地へやってきた学生の皆さんとっしょに、茶道を体験するために訪れたときでした。

芳名板には、昭和34年に執り行われた第12代住職の晋山式、つまり新住職の就任儀式の際に寄付なさった人々の名前が記されているそうです。町内そして国内の「町外」の人々に加えて、百名ほどの「在米」の寄付者の名前があります。筆頭の漁野大兵衛氏は、1913年に渡米し、ターミナル島で漁業に従事した後、飲食店を営んでいらっしゃいました。戦後の在米太地人会のまとめ役であったそうで、彼の名は今でも在米太地関係者の間でよく知られています。ターミナル島で生まれた長女の君代さんは、太地で就学した後、帰米して、今はターミナル島に近いサン・ピードロ市内にお住まいです。今年2月に開催された太地人系クラブの新年会でもお目にかかりました。

寄付金額を見ると、在米太地関係者の多くは3600円を寄付なさっています。1949年から1971年まで22年間にわたって1ドル360円の固定相場が採用されていたから、一人当たり10ドルの寄付が一般的であったことが分かります。

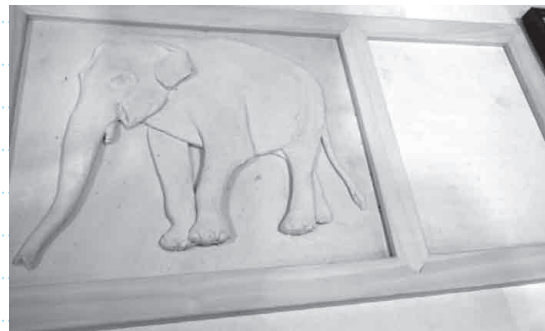
コラム 博物館から始まる「手学問のすすめ」

「ユニバーサル・ミュージアム」という言葉を皆さんは耳にされたことがあるでしょうか。近年、学習、仕事、ファッション、料理、住まい、スポーツなどあらゆるジャンルにおいて、ひとりひとり異なるニーズに対応できるシステムすなわち「ユニバーサル・デザイン」が取り入れられるようになってきました。「ユニバーサル・ミュージアム」とはつまり、ひとりひとり異なるニーズに対応できる博物館。簡単にいえば「誰もが楽しめる博物館」のことです。

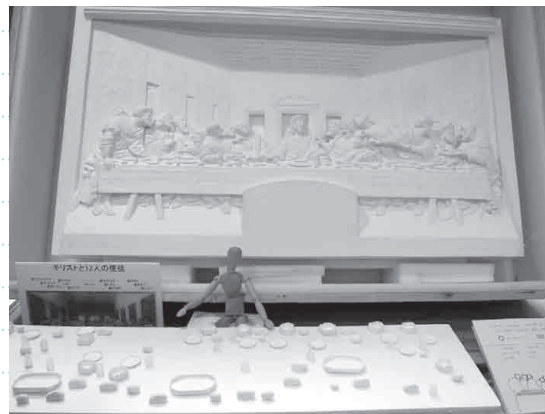
一般にユニバーサル・ミュージアムを実現するためには、二つの方法があるといわれています。まず、これまで博物館から疎外されてきたマイノリティ(社会的に弱い立場におかれている人々)への対応を検討すること。そして、それらのマイノリティへの単なるサービスに終始するのではなく、彼らの知識や経験を積極的に博物館展示に導入することです。具体的に考えるために、くじらの博物館を例に挙げます。天井から吊るされた巨大な骨格標本、そしてガラスケースの中に鎮座するたくさんの資料たち…。何も語らずとも、その大きさや資料そのものが持つ魅力がクジラに対する興味や想像をかきたててくれることでしょう。しかし、視覚を使わずにこれらを感じることは非常に難しくはないでしょうか。手で触れることでものを「みる」人々にとって、ガラスケースなど資料を守り美しく展示するための設備がときに大きな障壁となってしまうこともあるのです。このような「障壁」を一つずつ取り除くこと、そしてマイノリティとの本当の意味での共生を実現することが「誰もが楽しめる博物館」づくりなのだと思います。

全国的にみても未だに当館のような展示が行われている博物館はたくさんあります。その背景には、博物館の大きな役割の一つ「資料を収集し、適切な方法で保管する」ということが挙げられるでしょう。貴重な資料を長期にわたって保管していく上で「資料にさわらせる」という行為は、博物館業界では長い間タブーとされてきたからです。しかし、地域の様々な人々に開かれた社会教育機関として存在すべき博物館が、障害を持った来館者を受け入れないということは正しいことなのでしょうか。最近では、ようやく日本においてもアメリカなど障害を持った来館者を積極的に受け入れている国々の事例などを参考に様々な取組みが行われるようになってきました。

10月29日(土)、30日(日)の2日間、大阪の国立民族学博物館において開催された「ユニバーサル・ミュージアムの理論と実践」と題した公開シンポジウムに参加してきました。このシンポジウムでも、数あるマイノリティの中から特に「視覚障害者」を対象とした実践例について議論されていて、視覚に障害を持った方も多く参加されていました。参加者の一人が面白いエピソードを話されていました。ユニバーサル・デザインの炊飯器を使ったときのこと。点字で機能の説明がなされていると思い炊飯器をくまなく触れどもいっこうに点字がみあたらない。やっとみつけた点字には一言「ふた」と書いてあったそうです。一流の企業が出した製品であっても、実際に使用する人のことを考えてつくらなければこのように笑い話のような現象がおきてしまうという一例です。博物館展示にも同じことがいえるかもしれません。少しでも早く、一つでも多く博物館を「誰もが楽しめる博物館」にしていくために、展示を「みる」ひと、「かんじる」ひとの立場にたった展示をぜひとも作り上げていきたいものです。これまでタブーとしてきた「さわる」ということを見直し、博物館から「手学問」を始めましょう。(学芸員 中江 環)



触察(触ってみる)用動物案内板;右側が点字の解説になっている



触察(触ってみる)用絵画;最後の晩餐の構図を立体で再現している

「税についての作文」入賞作文紹介

この度、太地中学校3年生の寺本安那さんが「税についての作文」で国税庁長官賞を受賞しました。その受賞作文を以下に掲載いたします。

町の文化財

太地中学校3年生 寺本 安那

私は小さい頃から父と母の姿を見てきました。私の両親は公務員です。父は隣町の役場で、母は地元で保育士をして働いています。

私はこの夏休みに町の役場で職業体験をさせて頂きました。役場にはたくさんの課があり、様々な仕事をしてくれているんだと知りました。私は太地町の文化財の見回りに参加させてもらい、「夫婦イブキ」というイブキの木に肥料をまくお手伝いをしました。夫婦イブキは、樹齢三百六十年余りの大きな堂々とした木です。きびしい潮風に吹かれながらもしっかりと台地に根を張り、たくましく成長していく姿に多くの人が勇気づけられたことでしょう。役場の人達がこのように文化財の維持、保存して下さっているからこそ、今もかわらず雄大で活力があり、生き生きしているんだと私は思いました。太地に住んでいても知らなかった文化財がたくさんあり、これからはもっと自分の町に関心を持ち、あたり前の風景ではなく、その一つ一つが、多くの人々の力によって大切に保護されているんだと感謝の気持ちをもたなければならないと思いました。

私の父は、「お父さんはみんなから頂く税金を大切にしたい」とよく私に話してくれます。休みの日でも、夜中でも、父は台風や地震、天候が悪くなると、すぐ町の安全のためにダムの様子を見に行きます。私は職業体験を経験し、改めて父のことを誇りに思いました。そして同時に、一人一人が汗水を流して払った大切な国民の財産である税に対して、深い感謝の気持ちでいっぱいになりました。税金のおかげで、両親も働くことができ、皆が豊かで健康的な人生を送れ、歴史や伝統も大切に守ることができているのです。

私はこんなにも身近なところで税金が私たちの生活を支えてくれていることに気がきました。ゴミの処理、医療、消防、警察、教育など、税金は他にもたくさんのことに役立ってくれていることも分かりました。私達が生きていくためには、税金はなくてはならないとても大切な存在なのです。今まで、遠くに感じていた税金は、実は直に私達の毎日の生活にひびいてくるものなのです。私は将来、税金を喜んで払える人になりたいと思います。税金を払っていない人達もいることも今の現状です。私達の暮らしに還元してくれる税金を国民のみんながきっちり納めることができたなら、豊かな社会になると思います。

夫婦イブキは今日もがっしりと手を組み合うようにお互いを支えあい、海から運ばれるさわやかな風と共に、私達に勇気と安らぎを与えてくれています。これからも、このすばらしい光景が続くことを願い、私自身もしっかりと成長していきたいです。あの夫婦イブキのように。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

「第63回人権週間」

昭和23年12月10日の第3回国際連合総会で、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々と国々とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念して、国際連合は、12月10日を「人権デー」と決めました。

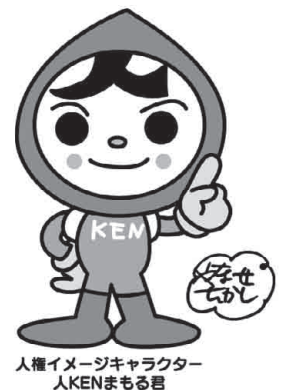
我が国では、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

法務省の人権擁護機関では、本年度の啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、啓発活動を積極的に展開しています。

和歌山地方法務局と和歌山県人権擁護委員連合会は、本年度の「人権週間」において、この啓発活動重点目標の主旨を踏まえて、次の16項目を強調テーマとして、広く自由人権尊重思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行う予定です。

【強調事項】

- 「女性の人権を守ろう」
- 「子どもの人権を守ろう」
- 「高齢者を大切に作る心を育てよう」
- 「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」
- 「部落差別をなくそう」
- 「アイヌの人々に対する理解を深めよう」
- 「外国人の人権を尊重しよう」
- 「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」
- 「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」
- 「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- 「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」
- 「ホームレスに対する偏見をなくそう」
- 「性的指向を理由とする差別をなくそう」
- 「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」
- 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- 「人身取引をなくそう」



和歌山県地方法務局人権擁護課

Tel.073 - 422 - 5131 (代表)

お知らせ

太地いきいき情報コーナー

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

対象者は、旧ソ連またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっております。)

請求受付期間は、平成24年3月31日です。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかつた場合には、支給されません。

請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類を

お送りしますので、至急、当基金にお電話ください。 ※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

◇お問い合わせ

独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金認定担当
0570-059-204
(ナビダイヤル)

◇受付時間 平日9時～18時(土日、祝日はご利用いただけません)

日曜・無料公証法律相談

◇日時 12月18日(日)
24年1月15日(日)

9時～17時

(要予約、相談無料、秘密厳守)

◇場所 新宮公証役場

◇相談員

公証人 中村 司

◇相談内容 遺言、相続、離婚問題(子の養育費、年金分割、慰謝料、財産分与)、任意後見(高齢者等の財産管理)、土地建物の賃貸借、金銭の貸借、売買、贈与、債務弁済、保証、その他各種の契約、尊厳死宣言、会社定款など

詳しいことは、新宮公証役場(Tel 21-2344)にお問い合わせください。

自衛官等募集案内

◇推薦入試 受付期間

平成23年12月16日(金)まで

◇一般入試 受付期間

平成24年1月6日(金)まで

◇応募資格

平成24年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者(平成24年3月に中学校卒業見込みの者を含む)

◇工科学校説明会

平成23年12月11日(日)

9時～12時

串本町文化センター

※手当、ボーナスをもらいながら高校卒業資格を所得できます。将来は、陸上自衛官として勤務し、また一部の者は防衛大、パイロットへ進む者もいます。

詳しいことは、自衛隊新宮地域事務所(Tel 0735-21-3449)までお気軽にお問い合わせください。

トルコ大地震災害義援金募集

平成23年10月23日にトルコ東部で発生した「トルコ大地震」による被災者を支援するため、「トルコ大地震災害義援金」を募集いたします。

◇受付期間

平成23年10月24日～平成24年3月30日

◇義援金の交付先

駐日トルコ共和国大使館

◇実施主体 和歌山県

◇義援金受入口座

・金融機関

紀陽銀行 県庁支店

・口座番号

(普) 396915

・口座名義

和歌山県トルコ震災支援の会

◇義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法及び地方税法に規定する寄附金控除の対象にはなりません。

◇領収書の発行

義援金の寄附者で領収書の発行を希望される方には、県知事名による領収書を発行いたします。

領収書発行を希望される方は、和歌山県企画部企画政策局文化国際班(Tel 073-441-2057)へお申し出ください。

◇紀陽銀行本店・支店の窓口での振込については、手数料無料です。

成人式の開催について

◇日時 平成24年1月3日 午前10時30分

◇場所 公民館大集会室

◇対象者 平成3年4月2日～平成4年4月1日生

太地町出身で、正月に帰省し出席を希望される方は、12月12日までに太地町教育委員会にお申し込みください。



景観防止条例について

景観支障防止条例が施行されます！

和歌山県条例「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（通称：景観支障防止条例）」が平成 24 年 1 月 1 日に施行されます。

この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等が廃墟化し景観上支障となることを禁止し、そのような廃墟については、周辺住民からの要請をもって除去などの措置を行わせることが可能とすることが定められています。

景観支障防止条例の主な内容

○廃墟にさせないための最低限の規範

建築物所有者等の責務

建築物等について、周辺の良い景観に支障となる廃墟とならないよう維持保全に努めなければなりません。

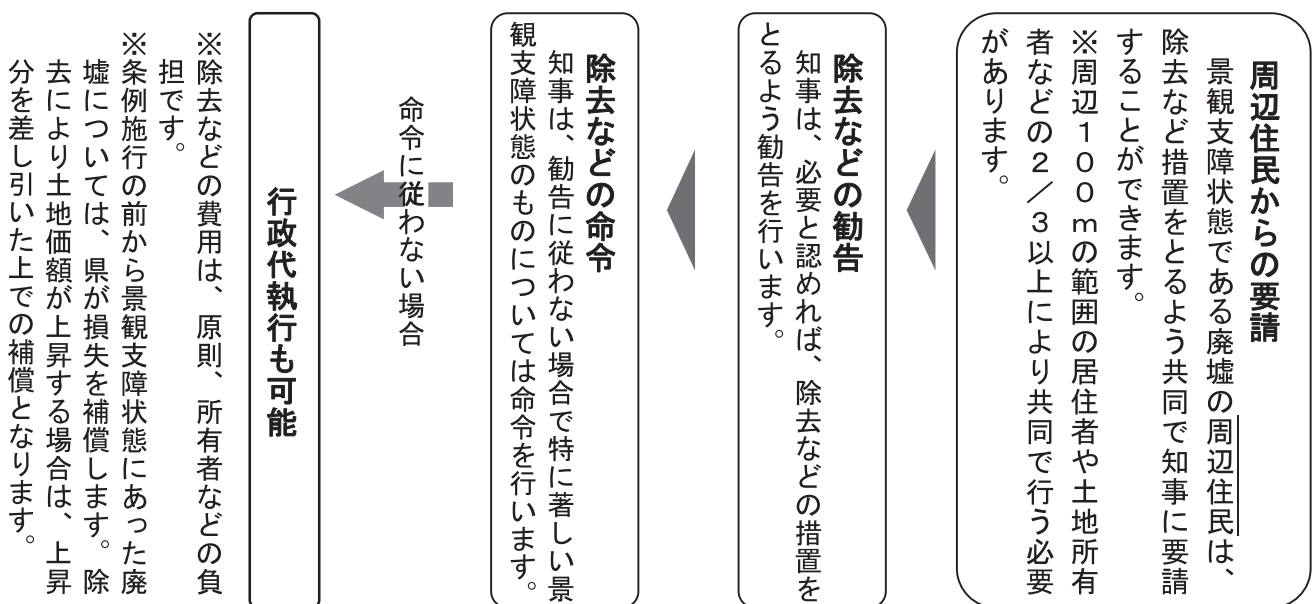
建築物等の状態規定

建築物等が特に著しい破損、腐食等が生じており、周辺の良い景観と著しく不調和な状態（景観支障状態）となることを禁止します。

※「特に著しい破損、腐食」とは

長期間適切な維持保全がされていないことにより、屋根又は外壁の 1/10 以上が損壊に至った状態

○周辺住民からの要請に基づく命令等



問い合わせ先： 県庁 都市政策課 073-441-3228

詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikansisyoyu/gaiyou.html>

《保健衛生関係 12 月行事予定》

子育て支援関係

月 日	事業名	時 間	場 所
12月 1日 (木)	ちびっ子ひろば	10:00～11:00	ふれあいルーム
12月 8日 (木)			

健康相談

月 日	事業名	時 間	場 所
12月 1日 (木)	乳幼児身体計測	11:00～11:30	ふれあいルーム
12月 6日 (火)	成人健康相談 (血圧測定)	10:30～11:30	公民館
		13:00～13:30	平見集会所
		14:00～15:00	老人憩の家
12月 19日 (月)	乳幼児健康相談	10:00～11:30	ふれあいルーム
12月 26日 (月)	成人健康相談 (血圧測定)	15:00～15:30	森浦集会所

健診

月 日	事業名	時 間	場 所
12月 1日 (木)	10ヶ月児健診	13:00～13:15 (受付)	那智勝浦町健康福祉センター
12月 22日 (木)	4か月児健診	13:00～13:10 (受付)	那智勝浦町健康福祉センター

健康教育

月 日	事業名	時 間	場 所
12月 2日 (金)	口腔機能向上教室	13:30～15:00	多目的センター
12月 5日 (月)	なかよし体操	13:30～15:00	東新集会所
12月 19日 (月)			森浦集会所
12月 12日 (月)			
12月 26日 (月)			
12月 16日 (金)			男の人の料理教室

—白馬からお便り— 【姉妹都市「白馬村」コーナー】

平成23年度大北北部地震総合 防災訓練 防災講演会

11月13日(日曜日)に平成23年度の大北北部地震総合防災訓練として、白馬村ウイング21ホールを会場に防災講演会が開催されました。当日の会場は一般参加者約350名と消防団員約100名で埋め尽くされ、参加者は講師の講演を熱心に聴き入っていました。

講演会のメインは白馬村のお隣、大町市出身でNHK解説委員の山崎登氏による東日本大震災を踏まえた地域防災に関する内容のものでした。講演では3月11日のNHK国会中継を中断しての地震情報番組が再放送され、緊急地震速報の音が会場に鳴り響くと、のど元を過ぎかけていた記憶が蘇り、参加者が地域防災に対する考え方を再認識する場となりました。



住民基本台帳
(平成23年10月末日現在)
総人口 3,411人
男 1,540人
女 1,871人
世帯数 1,656世帯
(前月比: 総人口 7人減
世帯数 1世帯減)

～お食事のご案内～

- ※ 昼食 11時～14時
- ※ 夕食 17時～19時30分
- ※ 宴会・折詰・弁当・おまぜ等

お気軽に御利用ください

国民宿舎 白鯨
TEL 59-2323

